

西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和5年度第1回）議事要録

○日時

令和5年（2023年）5月26日（金）15時00分～17時00分

○場所

西宮市役所本庁 A813会議室

○出席委員

大谷会長、潮谷副会長、浅雄委員、岩本委員、木津委員、貴山委員、柴田委員、清水委員、角野委員、竹久委員、中村委員、原委員、姫田委員、藤田委員、本田委員、増田委員、宮光委員、山本委員

計18名

○傍聴者

4名

○次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 傍聴の許可
4. 議事
 - (1) 西宮市障害福祉推進計画の概要について
 - (2) 西宮市障害者等実態調査の結果について
 - (3) 次期西宮市障害福祉推進計画の施策体系について
 - (4) 次期西宮市障害福祉推進計画について
5. 閉会

○資料

- ・資料1 西宮市障害福祉推進計画について
- ・資料2 西宮市障害者等実態調査の結果について
- ・参考資料1 西宮市障害者等実態調査結果報告書（案）
- ・参考資料2 西宮市障害者等実態調査結果報告書（企業・サービス提供事業所・関係団体（案））
- ・参考資料3 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和4年度第1回）議事要録

○事務局

健康福祉局長、福祉総括室長、福祉部長、生活支援部長、障害福祉課、生活支援課、地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課、地域保健課、健康増進課、保健予防課、子育て事業部長、こども未来部長、診療事業課、発達支援課、地域・学校支援課、学校教育部長、学校教育課、特別支援教育課

○議事要録

会長

本日の議事は4つである。1つ目は「西宮市障害福祉推進計画の概要について」、2つ目は「西宮市障害者等実態調査の結果について」、3つ目は「次期西宮市障害福祉推進計画の施策体系について」、4つ目は「次期西宮市障害福祉推進計画について」となっている。まずは事務局からすべての議事について説明していただき、その後各委員で審議していただきたい。事務局の説明について質問があれば併せてお願いします。事務局に説明をお願いしたい。

事務局

(下記の資料について説明)

- ・資料1 西宮市障害福祉推進計画について
- ・資料2 西宮市障害者等実態調査の結果について

会長

説明を聞いて、もう少し聞きたい部分やこの点はどうなっているのか等疑問があれば意見を出していただき、皆さんのこの計画に関する情報の共有化を先にさせていただいた上で、いただいた意見についてはその後に議論をしていただくという段取りで議論を進めるつもりである。

事務局の説明に対する意見等はいかがであるか。もしくは、資料の中の西宮市の障害者施策に関するご意見を賜りたい。

副会長

資料1の「地域生活支援拠点等の整備」という部分が大変重要と考える。昨年度から制度外支援事業も始められ、体験の機会・場の提供は以前からされていたとあるが、それらの現在の実施状況をお聞きしたい。

もう一点は次期計画における国の基本指針に「強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握、支援体制の整備」とあるが、地域生活支援事業にもこの内容を入れるのか。自立支援協議会においてこのような支援をしていくのか等の方向性が一定決まっているのであれば教えていただきたい。国の強度行動障害の方に関する報告書でかなり具体的な内容が記載されているので、計画だけではなく実際の準備はどうなっているのか。それらについての意見をお伺いしたい。

事務局

ご質問のうち、地域生活支援拠点等の体験の機会・場の提供としての自立生活準備室の実績と、本年度より開始している緊急時の制度外支援事業の実績について回答させていただく。

自立生活準備室の利用回数について、平成28年度より利用を開始しており、令和3年度までで計35名の方にご利用いただいている。

緊急時制度外支援事業は昨年度からの事業開始となっている。昨年度は1名の利用があった。今年度については現段階では利用の実績はない状況である。

事務局

「強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握」については、計画における国の基本指針で今年度から初めて挙げたものであり、まだ具体的な内容がなく、取り組みについては今後検討していくことになる。先ほどおっしゃられた国の報告書も確認し、でできることを考えていく予定である。

副会長

おそらく体験の機会・場の提供も制度外支援事業についてもなかなか利用に繋がらないと思うので、今後事業所への啓発や相談支援員の方にも利用促進のために投げかけていくことが大事であると思う。

強度行動障害については各施設の加算にも関わってくる。今後、強度行動障害の方の支援をする広域的なアドバイザーが必要になってくる。地域自立支援協議会の部会で考えていくのが良いと思う。養成に繋がるので是非そのような取り組みを計画の方でも進めていただきたい。

会長

就労の話では、最近、障害者就労代行サービスというものが増えている地域があるとのことだが、就労の意味はそれで合っているのか。そのようなサービスを通じて採用されるというのは採用といえるのか。実態として西宮市にはそのサービスを利用している企業は今のくらいあるか把握はされているのか。

事務局

就労代行サービスをしている県外の企業が営業に来たことはある。市内で障害者就労代行サービスをしている企業があるかどうかについては現在のところ把握していない。

会長

現在西宮市内にはないということで承知した。障害者就労代行サービスは就労アセスメントの方針に沿ったものではないので、そのようなところの実態等をこれから確認していかなければならない。

委員

次期計画における施策体系に関する意見である。資料1に次期計画の要点として、上位計画の「第5次西宮市総合計画」「西宮市地域福祉計画」および関連計画の「西宮市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等との関連が示されている。特に令和4年に策定された「西宮市地域福祉計画」は西宮市の福祉施策の土台となり、そこと今回の「西宮市障害福祉推進計画」が整合するというを意図した、かなり思い切った体系整理・改革を今回行ったと認識している。その点で言うと、基本目標を「希望する生き方・暮らしの実現」「個人の尊厳の尊重」「共生のまちづくりの推進」と3つ配置しており、「個人の尊厳の尊重」には基本施策の「相談支援・権利擁護支援体制の充実」を重ね合わせている。それに基づき、計画を細かく策定していくことは、私は非常に的を射ていると思う。市の地域福祉計画と交互するという構造自体が今重要になってきていると考え

ている。

ただ、西宮市の場合は当事者の自立生活運動の中で積み重ねてきた社会参加と自己実現、自立の取り組みの中で、そのことに行政が呼応して西宮市の障害福祉として築き上げてきた経緯がある。私が国の審議会等に出席した際も、西宮市の障害福祉はどのように取り組んでいるのかと皆が言っていた。それほどに西宮市の障害福祉は構築的であり、行政との共同構築等、当事者運動との呼応の中で作り上げてきたものであるという自負は共通認識として持つておく必要がある。

今回大事なことは、障害福祉推進計画と地域福祉計画を接合させて共生のまちづくり・共生社会の実現を目指すという構造の中で共生のまちづくりの取り組みにおいて、今までは障害者の自立生活の推進を軸にしていたものを、狭い意味で表面的な助け合いベースで進めていくようにずらしていくということとは全く違うということである。

権利条約の対日勧告、総括所見の中で、パターナリズム・人権問題は一番大事なものである。パターナリズムという障害者を分離して、障害者にどこまで支援をするかという世界にいること自体が根本的に間違っている。一人ひとりが他の者と同じように、どのような障害を持っていても多様に自分らしく生きていく権利があり、その権利主体である。その権利を実体化していくのが社会全体の義務である。そこから生まれてくるのが真の共生社会であり、実現でその連動性を西宮市はきちんと押さえるべきである。何故に地域福祉計画と包括支援体制整備、重層的と言われているものと障害福祉推進計画が対応していこうとしているのか、重なり合って真の共生に向けて次の次元に進むもうとしているのかという一定の認識はしっかりと持つておく必要がある。そのような認識で共生社会の実現に進められる自治体は、西宮市しかないという認識である。

体系はこれでよいが、権利擁護支援や本人中心支援、総合エンパワメント等といったいわば西宮市のキーワードを盛り込んで計画を完成させていきたいと考えている。

会長

要望という形で西宮市が大事にすべきところ等の意見をいただいたが、体系図について異論はないと捉えてよいか。

委員

体系図についてはこれでよいという考えである。

会長

権利擁護支援・本人中心支援・総合エンパワメント等を細かく盛り込む際に、今までの実践における権利擁護支援やエンパワメント等の当事者主体、本人主体という点との兼ね合いをしっかりとしていただきたい。

委員

施策体系について、共生のまちづくりを進める取組みは大変大事なことである。背景になる人々の想像を皆さんと共有したい。精神障害の方達の多くは入院しており、日本は世界で最も精神障害者が入院をしていると言われている。その中でも自発的な入院の任意入院と、医療保護入院の非自発的な入院をしている患者が半分ずつおり、なおかつ1年以上の入院患者も大変多い。最近

では死亡退院という形で退院をしてしまう方もいらっしゃる。共生のまちづくりを進めていく、あるいは面的整備や地域包括ケアを進めていくにあたり、入院治療が一定必要なくなった方達が地域に出たときに、いかに生活ができるか。その課題においてパターンリズムからの脱却は大事な点である。制度体系について、入院患者も施設入所の方もそうであるが地域移行があまりにも加味されていない制度設計がされているので、そこを下支えするような日常生活支援をどのように組み立てていくかが大事であると考えます。

先ほど緊急時の対応について事務局から説明があったが、なかなか緊急時制度外支援事業の利用者数が伸びないという点は、平常時の支援をどのように行っていくかが大事なのではないかと。その意味で制度外支援事業という活動に至ったと推測する。しかし、これは日頃から顔が知れている人が緊急時に支援をしたらよいという活動であるが、私達が日頃見ている社会の中から分離されている人達がまだ数多くいるということをお忘れず、考慮しながらこの障害福祉計画を作っていきたい。

2つ目の意見である。地域自立支援協議会について、現行計画までは資料1にあるとおり、1から5番までの重点的な取り組みを支える形で6番に「地域自立支援協議会における協議の推進」を配置している体系図となっている。今回も「次期計画における施策体系（案）」の基本施策の6番に「地域自立支援協議会を通じた地域との協働」という文言があるが、地域自立支援協議会は単に地域と協働をするだけではなく、障害のある方が障害の有無に関わらず、地域でどのように暮らしていくかを協議し、施策を推進していくことを主とした協議会である。新たな基本施策においても同様の位置づけで地域自立支援協議会を活用していくことについて検討が必要である。もちろん地域との協働は重要であるが、従来の取組を引続き、特に「相談支援・権利擁護支援体制の充実」は、正しく協議会で取り組むには表現を工夫したほうがよいと考える。

会長

今回の体制で地域自立支援協議会の新たな役割を付加されたので、その点を加味して肉付けをしていくのだろうと推察する。

委員

先ほど仰っていた、西宮モデルを作っていこうという話に関連する意見である。令和6年度から計画がスタートする際に厚労省より報酬改定も行われるはずである。6か年計画を立てていく中で、現在日本自体が障害の有無に関わらず住みにくくなっていることは皆さんも実感しているのではないかと。日本そのものの施策や労働基準法がこれからどのように改定されていくのか不明な中で、特にこの福祉の業界はマンパワーがないと成り立っていかないということについて、国の方針が示されるのを待たずに西宮市は独自の方法で作っていくという解釈でよいのか。

会長

国の施策との整合性はどうかという意見でよろしいか。

委員

そうである。西宮市が福祉にきちんと取り組んでいる自治体であり、国がまだ制度が整ってい

ない頃から西宮市が先駆的に取り組んで作り上げ、それが国で制度化されたことが過去にも多々あったと聞いている。国の制度も整備されてサービスが増えてきたというのもあるが、改めて今、日本が疲弊しているからこそ、西宮市で新たなモデルを作っていくという理解でよいのか。

事務局

例えば障害福祉サービスや障害児通所支援等は国の制度によりある程度決まっている部分もあるので、そのような福祉サービス・支援等に関しては国の制度に則っていかなければならない。ただ、往來の流れとして西宮市独自で取り組んできたという側面があり、今後福祉サービス・通所支援等についても西宮市で取り組めるのか否かも含めて、その点は検討させていただきたい。今の時点では独自に制度を進めるというのは難しい。

事務局

西宮市の障害福祉施策は行政だけでなく、本日お集りの皆様や自立支援協議会、当事者会の皆様と作り上げてきたものを国の制度等を合わせながら作ってきたという歴史がある。これが西宮市のスタイルであるというのであればこのまま続いていくことになるであろうし、国の制度がつくられる際には地域住民、当事者会、自立支援協議会の方々とその運用に関してどのように進めていくかという話し合いは引き続き継続したいと考えている。

委員

資料1の「5. 次期計画における施策体系について」に対する意見である。重点的な取り組みのうち、1～5の現行計画の「5. 共生社会の実現に向けた理解の促進」について、啓発等を地域自立支援協議会と共に進めていくと理解し我々も活動させていただいた。今回、新たに追加された基本施策「6. 地域自立支援協議会を通じた地域との協働」についてはどのようなイメージであるか。地域自立支援協議会として活動を始めてもう15年になるが、もちろん様々な課題を抱えている。大変積極的に皆さんは意見をしており、様々な施策や我々の活動をあらゆる形で作り出してきたという経過はあるが、障害分野が集まり障害に特化した協議体になってしまっており、気づけば地域の中から少し取り出されたような存在になっていると感じる。地域自立支援協議会としてもその形態を変えていかなければならないと考えている。当事者は地域に住んでいるのだから、地域でどのようにすればその当事者と住民が住み続けられるようになるかを考えていかなければならない。それを苦勞して試行錯誤しながら活動してきている。そういった意図は障害福祉課や生活支援課の方も理解しているから「地域自立支援協議会を通じた地域との協働」と書かれていると推測しているが、これをどのように進めていくのかを一緒に考えていただきたい。地域の様々な活動団体の方達と話しながら進めていかなければならないことであるので、そこは協議会でできるようにバックアップしていただきたい。

あえて言うのであれば啓発はもちろん必要であるが、啓発をしても障害を持つ方、認知症の方等、「こういう人がいる」という住民の気づきにはなるが、本当の意味での相互理解は子供の頃から一緒にいないとなり得ない。多様な人と一緒にいるからこそ、意見が対立しぶつかることもあるかもしれないが、違う価値観を認め合う中で初めて地域における相互理解の土壌ができてくるものである。

日本には分離されていることがベースにある。今、障害福祉の分野においてもその分離を作り上げていっていると推察している。子供達が地域校に行っている、放課後等デイサービスが迎えに来てしまい子供がどこかに行ってしまう。現在起こっているのは、放課後子供達が地域からいなくなっているということである。

就労支援についても、一般就労への就労移行は「ア．福祉施設利用者の一般就労への移行者数に関する目標」に令和3年度の一般就労への移行者数が70人と人数が多かったと書いているが、A型事業所の数が増え、A型事業所を点々と回っている人が多いと感じている。障害福祉自体が分離のきっかけを作っていることを自分達が意識しながら取り組まなければならない。啓発だけでは何ともならないので、やはり社会の構造として一緒に暮らせる仕組みをどう考えるかということとは大きな問題であると考え。地域自立支援協議会としてもそれは進めていきたいので、皆様の力をお借りしたい。

委員

日本は精神病院が先進国のみならず世界の中でも多く、病院に閉じ込めておくという体制は間違っていると世界からも批判されている。諸外国にはそのような精神病院がない国もある。障害がある人もない人も共に暮らす西宮というメッセージは立派であるが、退院できても家に帰れないような場合、誰が支援してくれるのか。グループホームも経営が立ちいかないので結局撤退してしまったところもある。慈善事業ではないのでやっていけない。そこには国や市の支援が必要である。職員達がそれなりの給料を得られるような体制にしなければならない。

今の若い人の方が福祉を含む様々なことに関しての意識が高いと思う。しかしその若い人達が十分に生計を立てられ、維持ができるように西宮市が取り組んで頂かなければならないし、国にも突き上げていかないといけない。

西宮市に住んでいたが、他市の通所施設の方が気に入ったので、転出した人がいる。西宮市から出ていってしまわれることにならないように、もっと行政が力を入れてほしい。

会長

地域の暮らし方を支える「地域・行政の役割」という点をしっかり捉えて取り組み、対応していただきたいと考える。

委員

共生社会の実現に向けた取り組みは大変大切であると考えている。聞こえない人は見ることで理解をする。見るだけでは気が付きにくく、一般の人とほとんど変わらないと誤解を受けることがあり、それがひとつの壁となっている。聞こえない子供達にとっては手話を学ぶ機会が失われてきている現状である。私も大学に入ってから初めて手話を習った経緯がある。それまでは口話で習ってきたが、口話も十分ではない中途半端な状態で大人になった。それを子供に対しても見て感じている。

昨年5月に成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」は、基本的な考え方、具体的な施策、行政としてどのように進めていけばよいか等の内容が含まれた法律である。それは全ての障害者が自分らしく情報を獲得できることが目的となっている。聞こ

えない子供達にとっても、どのような方法で情報を獲得していくのかという点が壁になっており、気になっている。

他にも、小学生は障害の有無に関わらずすぐ仲良くなれるが、中学生・高校生になると集団についていけない、グループの中での会話に入れないというコミュニケーションの壁が一番大きな問題としてある。やはり情報保障が聞こえない人にとっては大変大切であると考えている。

資料2の緊急時に支援してくれる体制について、障害のある人のことを理解してほしいという項目が多いため、障害者の理解の促進が必要と考える。耳が聞こえない人の場合は周りの人に自分のことを伝えることが難しい。基本的に隣同士の人と会話する機会もあまりなく、あいさつ程度で詳しい話はしないまま終わってしまう。そのような状況で生活をしているので災害が起こったときに助け合うことができるのか不安がある。私達も聴覚障害者団体も啓発活動をしているが、まだまだ啓発が足りない状態である。障害福祉課の力もお借りして啓発の取り組みをしていきたいと考えている。

会長

啓発の取り組みを充実してもらいたいという要望なので、ご理解の上推進していただきたい。

委員

施策体系について啓発の話があった。基本施策5の「共生社会の実現に向けた理解の促進」にはパターンリズムが入っており、「理解してあげる」というニュアンスがあるが、その文言はどのようなのか。共生社会の実現に向けた「相互理解の促進」とするのはどうか。

委員

啓発活動が大事であるということはわかっている。しかし結局、例えば私が福祉の世界におらず、認知症の方、障害のある方の話を受けるとすると、啓発の講義を受けても「そんな人もいる」で終わってしまう。やはり実際の生活の場面で一緒に活動しないと、お互いコミュニケーションの難しさがある等の理由で、価値観の違いは障害があろうとなかろうと変わらない。我々障害のない人も日々様々な価値観の違いを認識し、話し合いながら新しいものを作りあげていっていると強く感じている。障害のある人、ない人もその場で一緒に、さらに子供の頃からいないと、本当の相互理解には繋がっていかないと日々感じている。

相互理解を進めるためにどう考えていくかということについて、自分がこの福祉の世界にいないでその話を聞いてもどう思うのだろうかと考えたとき、「わかりました」程度で終わってしまわないようにどうするのかを考えていきたい。

委員

私共も社会福祉協議会と共にあいサポート運動で啓発活動をしている。障害のある当事者がなかなか自分の口で伝えることができないので親達が障害の特性を知っていただくために活動はしているが、当事者自身を見ていただくことが理解してもらうためには一番早いと考える。

そのためには地域の方の相互理解が本当に大切である。地域の中でその人らしく生きていけるよう、地域の人との関係を築けていけたら住みやすくなるのではないか。あいさつをしても反応

もしない障害のある人を長年見てくれている人は、「いつもお母さんと出かけていたのにこの頃は一人で出かけていますね」等と声を掛けていただくという例がある。本人の成長を共有できるような関係性を一人ひとりが作っていったら住みやすい社会になっていくだろうと感じている。

本人が出ていくことが一番大切であると考え、それをできる人がなかなかいないというのが現実である。しかし、少しでも出ていける人がいるなら、それを後押ししていく制度や周囲の理解があれば、もっと社会に出ていく人がいて、それが次回に繋がっていくと考えているので、その点についてもご支援をいただきたい。

委員

相互理解の促進の考え方について思ったことである。社会の生活主体者として他の人と平等にという点で、いかに地域で暮らしていくかということの重要さが分かった。

会長

共に生きるということの大事さが一つのポイントかと思う。

委員

資料を読んでいて、ずっともやもやしていることがある。6年間の計画を作るが、6年先どうなっているかということに対してである。今も、6年前と比べて大きく変わっている。20年前私が福祉に携わり始めた頃は、障害者施設で働きたい、福祉に関わりたいという人がたくさんおり、求人倍率も高かった。今は募集しても応募が来ない世の中になっているがそれは当たり前の話である。ついに西宮市でも人口が減っているが、一方で障害のある人は増えているので、人手が足りなくなって当然である。では6年後はどうなるのかと考えてしまう。どんな計画を立てても絵にかいた餅になってはいけないうし、支える側は大変大事である。福祉だけが人手が足りていないのではない。

私はまちづくりに関わっており、まちづくりに取り組もうとすると皆、まちの活性化、人口を増やそうとする取り組みばかりしているように思う。人口全体が減っているのに、それはパイの取り合いではないか。この計画を立てるにあたって、福祉の業界の担い手が減っても幸せな計画を立てなければならない。その点でもやもやしており、あれもやりたい、これもやりたいと考えて計画を立てると必要な担い手が増える一方である。では何は絶対に必要か、不要か等を考えて取捨選択をしていかなければならない。

委員

私は日々障害のある人の就労の相談窓口をしている。最近の傾向ではボーダーの人からの相談が増えつつある。ボーダーの人は制度による支援を受けられない、制度のはざまに位置する人であるが、生きにくさを抱えている。その人達を支援する制度を作るのは難しいと思うが、暮らしやすい西宮を目指す必要があると日々感じており、その点を皆さんと考えていきたい。

委員

西宮市は住みやすいところで私自身もずっと住んでいるが、会社が少ないと思う。障害のある

子供達が大きくなったときに、西宮市で支援のある形で働けるのだろうか。今回の調査でも、企業からのアンケートの回収率も低いと思う。障害者を対象とした「職場や一緒に働く人に希望すること」という問に対して、「経営者が障害への理解を深めること」という回答も上位である。

学校はインクルーシブ教育に取り組んでくれており、周りの子供は同じ場にいるので障害のある子供の特性を理解してくれていて、その子供が大きくなったとき、今の私の年齢よりもっと理解のある大人になってくれるだろうと感じる一方で、私自身も今の環境にいなければ啓発に対して「そうなんだ」で終わってしまっていたと思う。より皆さんの理解がお互いに深まり、相手にも知っていただけて見守ってくれるようになれば嬉しく思う。知ってほしいと一方的に厚かましくお願いだけをするのではなく、お互いを思いやれるような形になってほしい。

インクルーシブ教育で育った子供達が社会人になったときに、勤めた先に理解がなくて結局インクルーシブとは離れており、ギャップがあることもある。もっと社会がインクルーシブに近づける形になればよいと考える。

委員

自分もいつ当事者になるかわからないと思ったときに、他人事ではないと感じた。もしかしたら自分もサービスを受ける側になるかも知れない。資料1の基本施策「5. 共生社会の実現に向けた理解の促進」について、そもそも「共生社会」はマジョリティが生きやすいことをベースに作られた社会になっており、その中で私達は生きているということが前提である。障害等で様々な形で生きづらさを抱えている方達を理解することは「共生」なのかという疑問を抱いた。「理解」とは多数派が少数の方に対して、個別対応で施策をするということでのよいのだろうかという疑問を最近強く感じる。

どのように表現したらよいのか難しいと思うが、そもそも「共生社会」という文言を計画に入れるにあたり、一人ひとりが生きやすい生き方、個人が尊重される世の中になるように皆で考えていく必要がある。一人ひとりが、今後何が起こるかわからない、今後生きづらさを抱えたり、年齢を重ねて様々なハンデも負ったりする可能性がある等、いつ自分が弱い立場になったとしても安心して生きることができ、権利が守られることをベースに考えた上で具体的に計画を作っていくということであるが、その上でも言葉の選び方が大切と考える。その為、言葉を慎重に選び、その言葉に対して疑問があれば理解が一致するまで話し合っていくことが、「共生社会」について計画に携わる皆が同じ考え方であるということと、現在の障害の有無に関わらず市民皆が同じ立場であるという意味での「共生社会」を市民に知っていただくことに繋がるであろうと考えながら話を聞いていた。

委員

地域の障害のある人に対する理解は現状、なかなかお持ちいただけていないと推察している。それに対し、啓発的なものではなく、ある人が「地域に障害のある方がいらっしゃるが、朝どのように声をかければよいかわからない」とおっしゃったことから始まり、勉強会をしたことがある。取り立ててこれが「正」であるというものではなく、普通に声をかけてよいとお話をした。「おはよう」と声掛けをしたいのであれば「おはよう」、「お帰りなさい」であれば「お帰りなさい」でよいと知り、とても気が楽になったとお越しいただいた方は仰っていた。

少しずつこのような勉強会の開催予定を発信した時に、一人でも多くの人に参加してくれたら嬉しいし、啓発講座を開催していきたいと思っていたが、コロナでなかなか積み重ねられていない状況である。今年度からは少しずつ吸い上げていきたいし、私達もその講座や講習によって勉強ができると考える。障害のある人に対応をしていくような、かつ自然に様々な形で交わっていきけるような講習をしていきたい。先ほど仰っていたように地域の中で理解する者が一人でも増えていけばよい。

委員

困っている人に声をかけるのは勇気がいるという話を度々聞くこともあり、声をかけてくれた方には感謝をもって接するべきである。

まずは「おはよう」の挨拶を交わすことから始まり、徐々に障害への理解が深まると考える。最初の声をかけていただく段階で勇気がいるが、それを突破するとやがて理想の社会になるはずである。私達当事者としては声をかけていただいた方には感謝をもって接することを考えている。

委員

私の法人は西宮市に本部があり、市内と市外にも入所施設を構えている。私自身は西宮市で相談支援をずっとしており、その後入所施設にも携わっているため、地域と入所施設の両方の視点で現在仕事をしている。西宮市の障害福祉推進計画の施策体系を立てていただき、それを見て西宮は進んでいると前々から感じていたが、先ほど6年後どのようになっているかという話が挙がった。計画は形骸化しないようにしなければならないことが第一である。市外の施設で働くにあたり、施設として何ができるかということまちづくりの視点で考えている。地区毎に地域活動を実施しており、その活動の中に相談支援も入っている。

施設も地域の中での一つの資源として何ができるのかと考えたときに、西宮市でも推進されているインクルーシブ教育が浮かんだ。放課後の居場所として施設を使っただき、その施設にまちづくり協議会関係のボランティアの方、元学校教員に来ていただいて、学習支援の場を提供していただく等、施設の設備を有効に使ってもらおうと取り組んでいる。だから、放課後等サービスも福祉サービスの充実のみに頼るのではなく、今ある機能や設備を有効に使って地域で障害のある人もない人も集える場所を提供することに力を入れている。その施設で子供食堂もしているが、そこには地区の小学生のうち、軽度の発達障害の方も不登校の人もいる。通常の学校に通っている子供と一緒に遊んだり、学習支援のボランティアと一緒に学習したり、地域の拠点になればよいと考えてそのような取り組みをしている。

結論として、地域の福祉サービスのみで頼るだけでなく、インクルーシブな視点で考える上で事業所でもできる役割があると考えている。福祉サービスに頼らないことがまちづくりに繋がるのではないだろうか。同時に、施設に入所している障害のある人が、地域の障害のある人と集えるサロンづくり等の地域活動に力を入れている。地域の人々と交流することが議論していた啓発にも繋がり、さらに啓発の枠を越えて実際に触れ合うことで、障害者差別がなくなるような障害者教育、啓発にも繋がるはずである。頭でっかちに考えるのではなく、実行・実践することを大事にしながら、施設の機能を地域に還元しながら様々な取り組みをしている。やはりまちづくりは大変重要であると考えている。

あと1点、今回のアンケートについて気になることがある。入所施設からの移行が西宮市も最近少なくなっていると感じている。一番不安なことは、地域移行よりも地域に戻られた後の地域定着がしっかりとされるか否かという点である。数年後、やはり地域に馴染めずに施設に戻る方もいるかもしれない。その橋渡しをすることが一緒に携わる相談支援の役割であるし、地域の支援と連携しながら取り組むべきである。

また、人材確保が難しくなっている。福祉の学校を卒業されている方の採用数も少なくなった。一般の大学を卒業されている方の採用が最近は多くなっており、福祉の人材としての教育を一からしている状況である。マンパワーも不足しているので、施設外からも手伝っていただけるように担い手になり得る方に施設の中に入っていただき、それを地域に還元するという視点で現在取り組みをしている。一事業所、一法人等々で考えるのは限界であるので、人材確保、人材育成の視点もまちづくりの一環として重点的に盛り込んでいただきたいと考える。

委員

難病の最も恐ろしいところは健常者が一瞬で障害者になることである。今まで、あるいは昨日まで元気だった方が、病気にかかることがある。高齢化が難病患者を増やしている。医学の進歩が難病患者を増やしたという話もある。

先ほどから啓発、情報の伝達といったことについてお話をされているが、最も大事なことは自分を含めて誰もがいつでも難病患者になり得るという意識を持っていないと、昨日まで健常者だった方が次の日から何の情報もなくなってしまうということであり、自分の病気のことさえわからないという問題を引き起こすことになる。

高齢の方も発症することが多くなる。よく尋ねられることがあり、市政ニュースにもホームページにも掲載されていると伝えると、年寄りにはホームページなど見ないと言われた。逆に若い方はスマホ等を使いこなせるので、自分で検索して情報を選択することができるが、その中で誤った情報を持ってしまい、自ら命を絶たれた方も何人かいる。いかに正しい情報を正しいタイミングで皆さんに提供することができるかを考えている。情報の伝達についても重要であると考えていただきたい。やはり健常者や、できる人が全体にそのような試みをしていかなければならない。自分は関係ないわけではないということを実感していただきたい。

会長

皆さんに意見をいただいた。施策の体系についておおまかには皆さんのご意見の中でご理解いただけていると認識している。

地域共生というと、福祉事業所はそれぞれ自治会等に入っているのか。自治会に入っていて、住民と草刈等を一緒に行うことにより住民としての意識が高まっていく。福祉について、地域のことであるのに福祉事業所が地域にないのでは、地域の福祉は見えないだろうと強く思う。なので、それらの点について自分の立ち位置をしっかりと取って頂かなければならない。

2つの問題があると考えている。1つは地域福祉の組織化についてである。マンションは40歳～60歳代であれば階段でも登れるが、70歳になると難しくなる。それではマンションから出るのが困難になり、地域活動に参加できない等の問題が生じる。それらの解決においても、組織化を進めていく必要がある。

自治会に入らない人も出てきて、住民であって住民ではないという状況になる。そうなる地域共生という中で浮いている存在となる。そのような人々に情報を届けなければならない、その仕組みづくりを今求められている。

2つ目の問題として、組織化ができたとしても、自治会が排除するような自治会であっても困る。例を挙げると、地域で草刈りを実施する際に、高齢になったことによって、また親の介護等によって参加ができない人もいる。参加しないのであれば金を払わされる。それでは福祉に特化した地域での共生という意味では随分ずれていると考える。

福祉事業所が地域にあり、自治会に入る、地域福祉を組織化するというを私は第一に大事にしている。地域をつくるという点で、共に生きるということができないのではないかと考える。

いろいろと話したが、資料1の「5. 次期計画における施策体系について」において一部文言の提案があり、それも含めて持って帰っていただき、ここは改善・変更した方がよい等というご意見があれば事務局の方に寄せていただきたい。先ほどもご指摘にあったとおりの言葉を大切にしまして、今度は骨子案が出来上がってくるので、その点でも言葉として大事にされているかどうか併せて次回ご検討いただきたい。意見が十分言えていない方は事務局に問い合わせただければご対応していただけるはずである。いただいた意見を元に会長の私と市で調整をさせていただき、また皆様のご意見をお伺いするが、今回は骨子案を提示するというご承知いただきたい。

次回もご意見をいただけるようよろしくお願いいたします。本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。最後に事務局に進行をお返す。

事務局

今後の予定について、次回の策定委員会は8月8日に開催予定である。

次回の委員会では次期計画の骨子案をお示しし、ご審議いただきたいと考えている。

以上